付表

（付表）

識別番号（利用者ID）

								-			

枚目／全　枚

複写箇所記入欄

請求記号

（デジタル）http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/

書名／誌名

No.

年　月　日　巻　号

出版者名

ページ

□ カラーページはカラー複写希望　□ 判読できない箇所があっても複写希望

□ 表紙　□ 目次　□ 奥付

備考（複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等）

論文名／記事名

著者名

※国立国会図書館記入欄

（国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部改正）

第三条　国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「館長」を「インターネットに接続された入出力装置から館長」に、「入力した電子メールを送信する」を「館の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する」に改め、同条第二項中「電子メール」を「方法による申請」に改め、同条第三項中「館の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）を「ファイル」に、「及び暗証番号その他の事項を記載した登録証」を「その他の事項を記載した登録証及び暗証番号を記載した書面」に改め、同条第五項中「登録証」の下に「及び暗証番号」を加え、同条第六項中「又は破損した」を「若しくは破損したとき又はその識別番号及び暗証番号が他に漏れたとき若しくはそのおそれのある」に改め、同条第七項中「再交付」の下に「、暗証番号を記載した書面の再交付」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年一月五日から施行する。ただし、第一条中国立国会図書館資料利用規則第三十六条第一項第二号の改正規定及び第四十一条第四項第二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の国立国会図書館資料利用規則に規定する様式による利用者登録申請書及び郵送用資料複写申込書並びに第二条の規定による改正前の国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則に規定する様式による郵送用資料複写申込書は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

○国立国会図書館規則第九号

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日　　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則の一部を改正する規則

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「貸出」を「貸出し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　中央館の資料の貸出しを受けた支部図書館（以下この項において「借受館」という。）は、当該資料を次に掲げる場所において利用させなければならない。

一　借受館の閲覧室

二　借受館が置かれた行政及び司法の各部門の職員の執務場所（当該借受館が置かれた施設内に限る。）

三　前二号に掲げる場所のほか、中央館の館長が適当と認める場所

附　則

この規則は、平成二十九年十二月二十一日から施行する。